

### (3) 委託

#### ア 募集要項の例（平成17年度「NPO協働提案推進事業」の例）

##### NPO協働提案推進事業の実施目的

福祉や環境、教育やまちづくりなど、様々な分野の問題に迅速かつ的確に対応するには、行政とNPOとの協働が重要となっているが、こうした行政とNPOとの協働を推進していくため、NPOと県との協働事業についての提案を募集し、その中からふさわしいものを選び、提案したNPOに事業の実施を委託する。これをNPOと行政とのモデル事業としてもらい、協働事業の実施促進を図ることが主な目的である。

##### 対象となる事業

- ・ NPOと県が協働して行う事業としてふさわしいもの。
  - 「自由な提案」(分野等は問わない)
  - 「テーマ提案」(あらかじめ用意された県の各課所室における課題)のいずれかに沿った提案。原則として、上記 から1件ずつ採択。
- ・ 広域的な事業(地域的な事業の場合には、全県的な波及効果が見込まれる事業)
- ・ 提案する団体の定款の目的又は通常の活動に沿った事業
- ・ 他の助成等を受けていない事業
- ・ 平成18年2月28日までに完了する事業

##### 応募資格(次のすべての項目に該当すること)

- ・ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする民間団体であること。(特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体に限る。)
- ・ 事務所を県内に有し、県内を中心に活動している団体であること。
- ・ 構成する会員が10人以上いる団体であること。
- ・ 定款又は会則等を設けている団体であること。
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ・ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ・ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

##### 対象となる経費

- ・ 事業の実施に直接必要となる経費(旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料、事業実施のための人件費等)
  - 備品等財産の取得に係る経費は認めない。

## 委託費

- ・ 1 件あたり 3 0 0 万円を上限とする。  
( 総額 6 0 0 万円の範囲内で、複数の事業を実施。)
- ・ 経費の支払は、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行う。必要に応じて、全部又は一部を概算払いする場合がある。

## 提出書類

- ・ 応募書類チェックシート
- ・ 平成 1 7 年度 N P O 協働提案推進事業提案書
- ・ 団体概要
- ・ 成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書類（任意団体のみ）
- ・ 団体目的等についての確認書（任意団体のみ）
- ・ 定款又は会則等
- ・ 直近 2 か年間の事業報告書又はこれに代わるもの（法人については所轄庁に提出したものの写し）
- ・ 直近 2 か年間の収支計算書又はこれに代わるもの（法人については所轄庁に提出したものの写し）
- ・ 会員名簿（任意団体のみ）
- ・ その他参考資料（提出は任意）

## 審査・選考方法

- ・ 第 1 次選考  
提案されたすべての事業について、学識経験者、公募により選任された N P O 関係者及び企業関係者を含む「 N P O 協働提案推進事業審査評価委員会（以下「委員会」という。）」による書類審査を行う。
- ・ 第 2 次選考  
第 1 次選考を通過した事業について、公開プレゼンテーションを行い、委員会の審査により、実施する事業の候補を決定する。
- ・ 事業の決定  
第 2 次選考の結果、事業の候補となったものについて、 N P O と事業担当候補課とで詳細を協議し、事業担当候補課が実施する事業として決定する。
- ・ 審査結果は、全ての団体に郵送で通知する。

## 審査基準

### ・第1次選考

| 項目           | 主な内容  |
|--------------|---|
| 県事業としてのふさわしさ | 公益性や事業の規模は、県が委託する事業としてふさわしいか。                       |
| 社会貢献性        | 事業の成果が広く県民に還元されるか。                                  |
| 先進性          | 埼玉県の新規施策にふさわしい事業か。また、社会に新たな仕組みを生み出すことなどが期待できるか。     |
| 実現可能性        | 実行可能な方法、計画で立案されているか。                                |
| 経費の適正性       | 提案された事業を実施するための経費が適切に計上されているか。                      |
| 組織体制、活動実績    | 提案した事業を確実に実施するための十分な組織体制や活動実績があるか。                  |
| 団体の特性        | 団体の特性や専門性が生かされた提案であるか。また、経常的な活動は、資金等の面で着実に実施されているか。 |

### ・第2次選考

#### 総合審査

## 情報公開

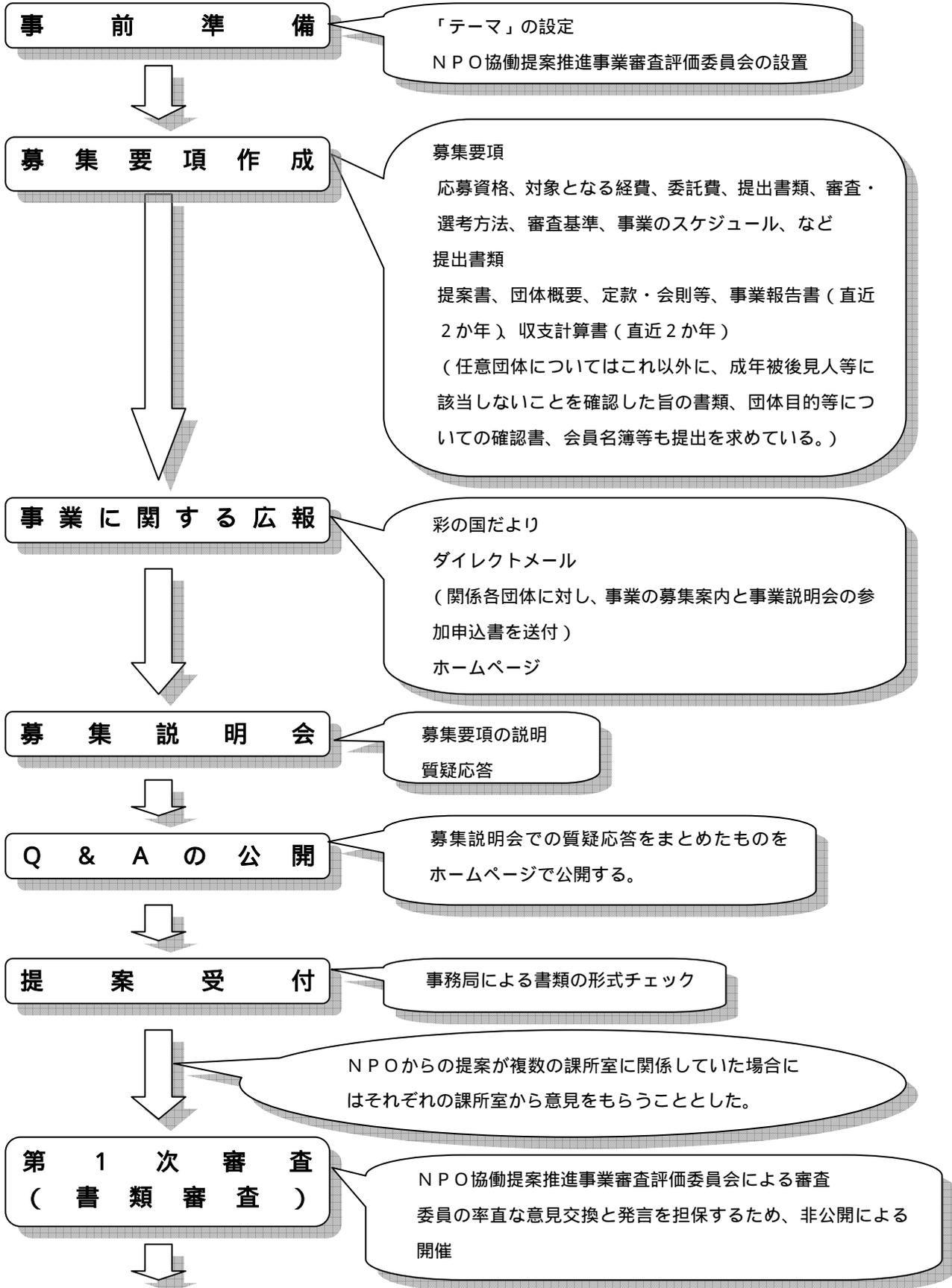
- ・事業の「公正性」「透明性」を高めるため、応募の状況（団体名及び提案事業名）と審査結果はホームページ上で公開する。
- ・提出書類は、情報公開の対象とする。
- ・採択団体は、積極的な情報提供に協力する。

## その他

- ・提案にあたり相談等がある場合には、事前の予約を入れてもらう。
- ・提出書類に虚偽の記載が発見された場合には、委託決定後又は契約締結後であっても、委託決定の取り消し又は契約の解除をすることがある。
- ・担当課との協議の中で、事業内容を一部変更してもらう場合がある。
- ・契約にあたっては、埼玉県財務規則第81条の規定に基づき、契約金額の百分の一以上を契約保証金として埼玉県に納めてもらう。なお、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。
- ・事業の再委託については、原則として認めない。
- ・必要に応じて事業に係る領収書、出納簿等の確認、及び現地視察を行なう。
- ・事業実施団体については、当事業の検証や促進を目的として、調査、広報等に協力をしてもらう。

イ 企画提案（企画コンペ）の実施例（平成17年度「NPO協働提案推進事業」の例）

事業採択までの流れ（NPO協働提案推進事業）



## 第 1 次 審 査 結 果 の 発 表

### 審査結果の公表

- ・ 通過団体 第 2 次 選 考 の 準 備 依 頼
- ・ 落 選 団 体 順 位 の み 公 開 ( 希 望 制 )

それぞれの提案について関係課所室からの意見伺いを実施  
公開プレゼンテーション実施の広報（彩の国だより等）  
公開プレゼンテーションにおける各委員並びに事業担当候補課からの各団体に対する事前質疑と団体からの回答の準備

## 第 2 次 審 査 ( 公 開 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 審 査 )

### 審査の主な流れ

#### 公開プレゼンテーション

準備（2分）

各団体が事業に関するプレゼンテーションを行う。（8分）

各団体のプレゼンテーションに対する各団体と各委員との質疑応答（15分）

次の団体へ

NPO協働提案推進事業審査評価委員会による審査会（非公開）  
委託候補先の決定

## 第 2 次 審 査 結 果 の 発 表

### 審査結果の公表

- ・ 外 部 NPO協働提案推進事業審査評価委員会による委員講評、事業概要、委託費等をホームページで公開（採択団体のみ）
- ・ 採 択 団 体 事業担当候補課との事業実施に向けた詳細協議を実施するよう依頼。
- ・ 不 採 択 団 体 NPO協働提案推進事業審査評価委員会による講評を送付。

## 委 託 候 補 先 と 事 業 担 当 課 に よ る 詳 細 協 議

事業実施に際して、行政組織内部において横断的になる業務に関しては事業担当候補課の他、関連が出てくると思われる課所室にも出席してもらい、NPO活動推進課が中心となって事業に関する周知と事業への協力依頼をする。

## 委 託 先 、 事 業 担 当 課 の 決 定

## 留 意 点

16年度は「自由な提案」部門のみでNPOから提案募集を行いました。17年度からは新たに「テーマ提案」部門を設置し、2つの部門で募集しました。

事業実施、公開プレゼンテーションに関する広報は、十分に行うようにしました。

審査結果については、団体の希望により公表することとし（順位のみ）ました。特に委託候補先の団体については、NPO協働提案推進事業審査評価委員会による委員講評、事業概要、委託費等をホームページで公開するなど、審査の透明性の確保にしました。公開に当たってはNPO側の事情を考慮して、特に不採択団体の提案に対しては慎重に取り扱いました。

第2次審査後の委託候補先と事業担当候補課による詳細協議には、事業実施に際して、特に行政組織内部において横断的になる業務に関しては、関連がある課所室にも出席してもらい、NPO活動推進課が事業に関する周知と協力の依頼を図りました。

採択された団体の提案書は、コピーをとり個人情報等については墨塗りし、次年度以降NPO協働提案推進事業の提案を考えているNPO向け公開資料としました。

## ウ 委託事業実施例（平成17年度「NPO協働提案推進事業」「自由な提案」部門の例）

### 事業名

とよあしはらプロジェクト

### 事業概要

間伐材、竹、木炭とアシ、ハナショウブなどの天然資材でビオトープ浮島を作り湖沼の水質浄化と水辺の自然再生を行なう。同時に、未利用林産資源を活用することで水源の森や里山の再生促進を図る。事業の実施に当たっては市民団体や小中学校などの教育機関に働きかけ市民参加型の公共事業として実施する。

### 事業実施NPO

NPO法人 とよあしはら

### 県側の事業担当課

環境部 みどり自然課

### 委託料

2,982,000 円

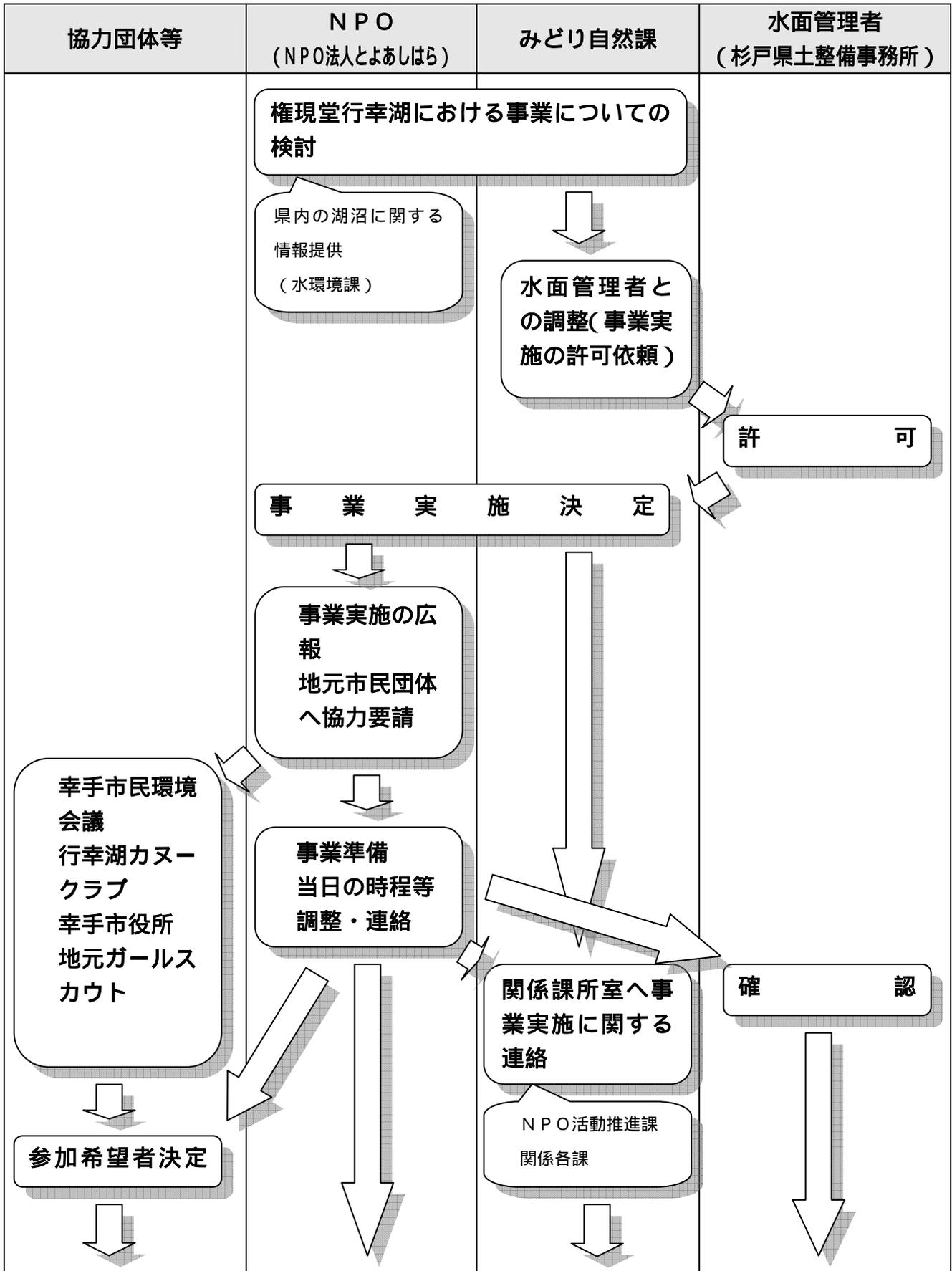
### 事業実施場所

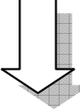
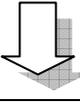
- ・伊佐沼（川越市）
- ・森林公園山田大沼（滑川町）
- ・宮沢湖（飯能市）
- ・権現堂行幸湖（幸手市）
- ・行田市総合公園内池（行田市）

### 権現堂行幸湖（幸手市）の事業実施例（ここで取り上げた事例）

- ・日 時：平成17年11月27日（日）9：30～12：30
- ・状 況：NPO法人とよあしはら、幸手市民環境会議、行幸湖カヌークラブ、県職員（みどり自然課、NPO活動推進課）、幸手市役所職員、地元ガールスカウトにて浮島2基を作成した。  
浮島作成後、行幸湖カヌークラブの指揮により、20人程の乗れるドラゴンボートで設置場所へ浮島を誘導していくという、イベント的な要素も含んだ事業となった。
- ・その他：本事業が足がかりとなり、NPO法人とよあしはら次年度以降、企業の協力を受けて別の場所に浮島を設置することが予定されている。

権現堂行幸湖（幸手市）の事業実施例



| 協力団体等               | NPO<br>(NPO法人とよあしはら)  | みどり自然課 | 水面管理者<br>(杉戸県土整備事務所) |
|---------------------|---|--------|----------------------|
| <b>事業実施（浮島2基設置）</b> |   |        |                      |
|                     | <br>浮島の説明を施した看板の設置<br><br>企業による協力を得て事業展開することが予定されている。 |        |                      |

### 留意点

地元市民団体への協力要請は、単に幅広く事業実施の広報をするだけでなく、団体個々に事業への協力をお願いしました。

事業実施に際してはNPO法人とよあしはらのアイデアによりイベント的な要素を取り入れることにより、単なる浮島の設置事業ではない、参加した人の誰もが充実感を得られる取組になりました。

浮島設置後に設置した看板には、本事業がNPO法人とよあしはらと埼玉県、地元市民活動団体との協働事業であるということを記しました。

## エ 契約業務の実施例(平成17年度「NPO協働提案推進事業」「テーマ提案」部門の例)

### 例示する契約業務例

- ・平成17年度NPO協働提案推進事業の「テーマ提案」部門
  - \* 事業名：森と県民を結ぶ「埼玉の木の銀行構想」プラットフォーム形成調査
  - \* 団体名：NPO法人 木の家だいきの会
  - \* 担当課：農林部 木材利用推進室
  - \* 委託料：2,685,900円

### 事業概要

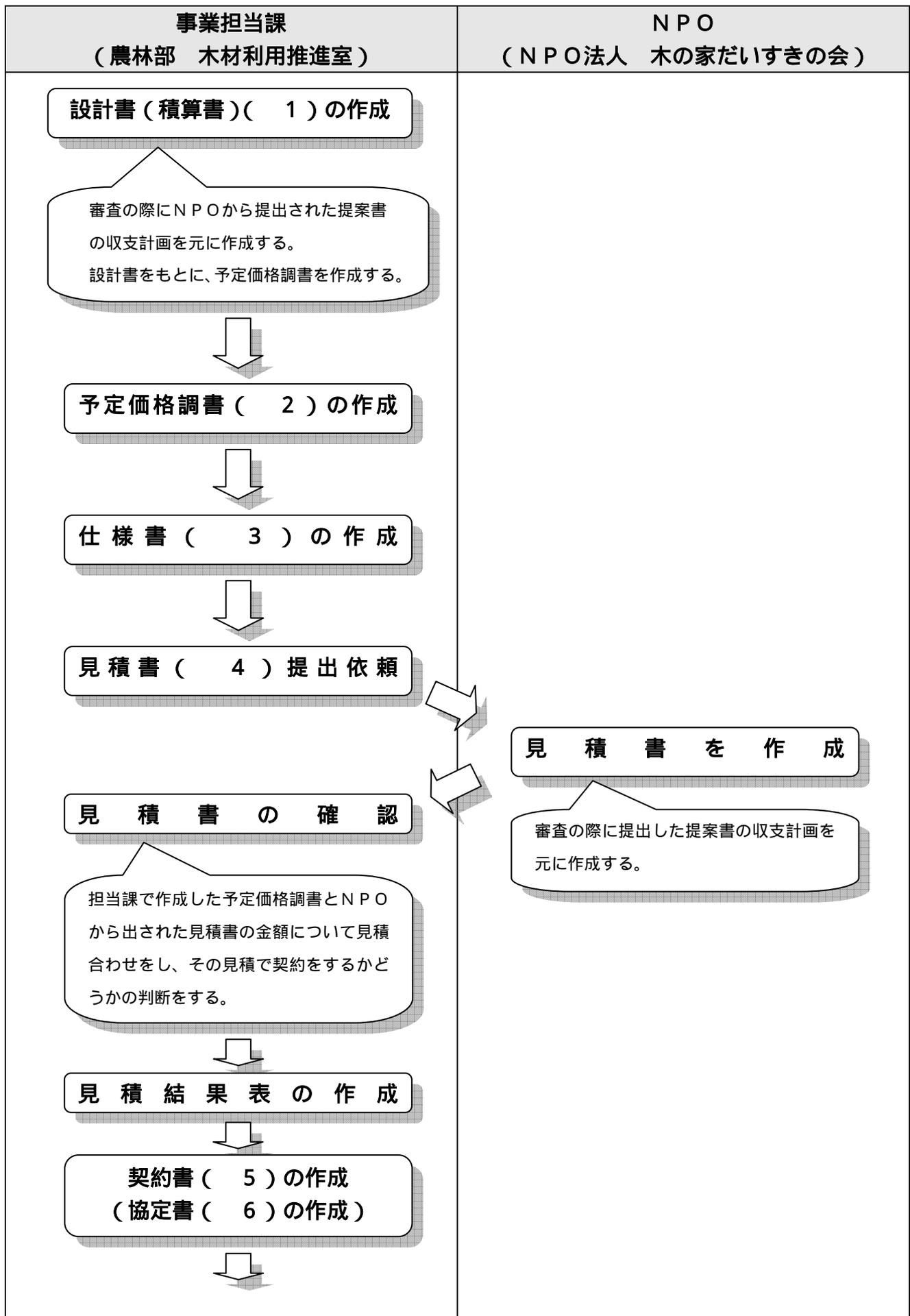
「埼玉の木の銀行(仮称)」構想による「伐り旬の木の家」づくりのモデルを構築し、具体化に向けた推進組織となるプラットフォーム形成の土壌づくりを行うことを目的とする。このため以下の事業を実施する。

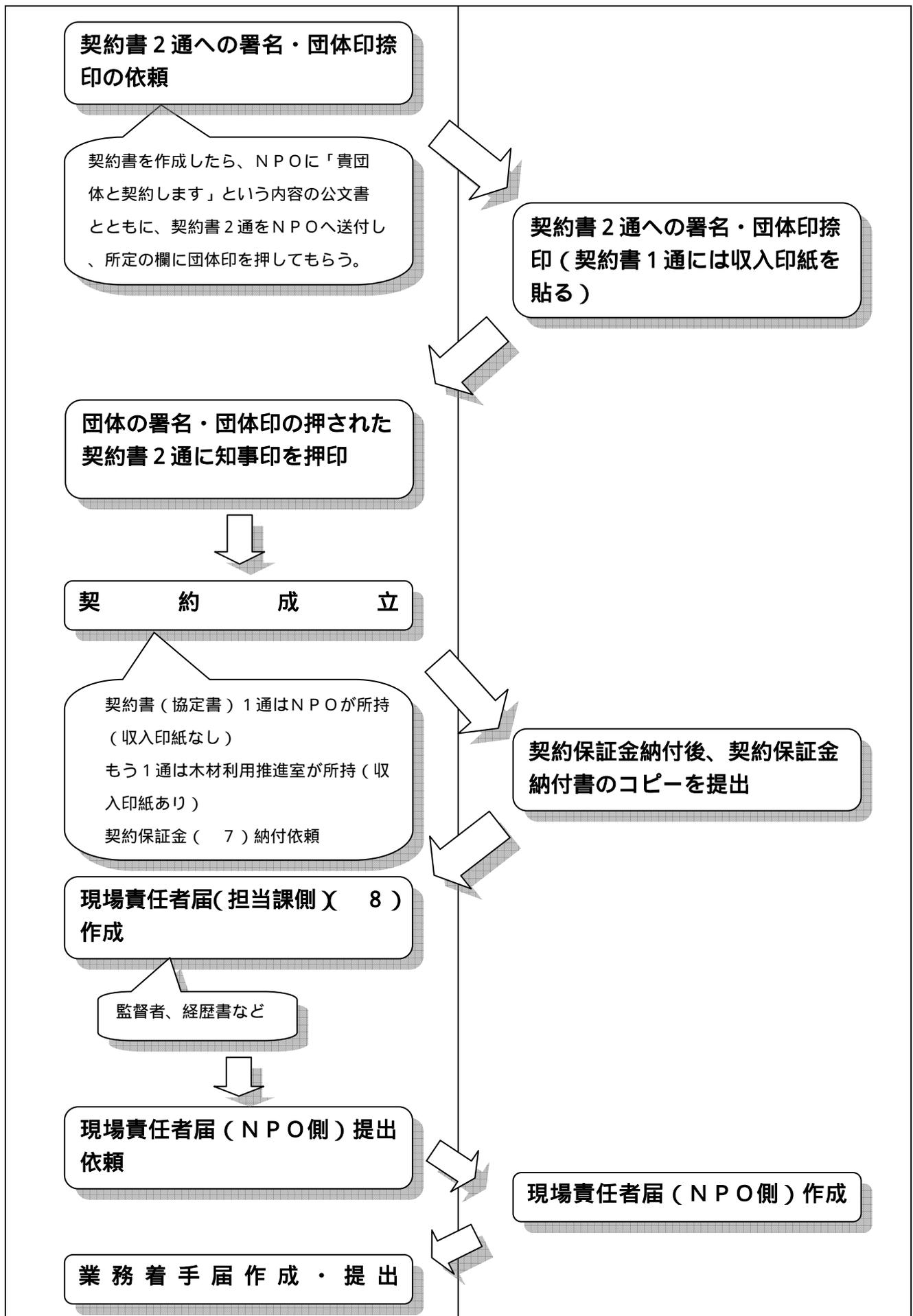
構想推進のための課題の整理

「埼玉の木の銀行」による「伐り旬の木の家」づくりのモデルの試行

ニーズ調査

モデルの構築と実施に向けた課題の整理





### 1 設計書（積算書）について

本来は歩係表（誰がどのくらいの手間をかけるか（人工等）打合せには誰が何回、何時間要するか等を示したルール）を元に作成しますが、本事業では企画提案の際に提出されている提案書に金額が記載されているので、それを元に作成することになります。これを元に委託元（事業担当課）で予定価格を定めます。

NPOへの委託事業に関する歩係表は存在しないため、企画提案の段階でNPOから示された事業費を元に、NPOと事業担当課でその事業内容を協議し、それに基づいて事業担当課で予定価格を定めています。

### 2 予定価格調書について

財務規則第103条第1項に「随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。・・・」との記述があるため、相手方から見積書を提出してもらう前に作成しておく必要があります。

ただし、第103条第3項第4号にあるとおり、「一件の予定価格が50万円未満の契約をするとき」は予定価格調書の作成を省略することができます。（予定価格を定める必要はありません。）

### 3 仕様書について

基本的には、

「設計書」から価格を外したもの

特記仕様書

から構成されます。特記仕様書では本事業において「どのようなことを実施するのか」を詳細に示します。仕様書は契約書の一部であり、むやみに変更はできないことを十分説明する必要があります。

### 4 見積書について

NPOに対して、十分な説明を行い、事業内容との整合性を確認します。基本的には企画提案の際の提案書に沿って作成してもらうことになります。

## 5 契約書について

契約を締結する際には、財務規則第79条第1項に「契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」とあるため、契約書を作成する必要があります。

仕様書同様、内容については双方で十分に確認を行います。事業実施に当たってプライバシーの保護や守秘義務が必要な場合には、明示する必要があります。

また、著作権、意匠権などの権利が発生する場合は、その帰属を明示する必要があります。(原則として委託元(県)に帰属します。)

## 5 契約方法について

本事業の契約方法では随意契約の方法をとっています。随意契約ができる場合としては、地方自治法第167条の2第1項第2号に「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」という規定を根拠としています。

本事業における「随意契約の理由」は次のとおりです。

NPOの特性や発想を生かし、アイデアに富んだ公益事業を提案してもらい、NPOと協働して事業を実施する、という本事業の趣旨から、応募された事業のうち最優秀の事業を、提案したNPOに委託して実施する必要があります。このため、事業の性質が競争入札には適さず、随意契約による委託としています。

具体的には、公募による企画提案事業を外部委員からなる委員会では審査し、委託事業を決定する方式をとっています。

## 5 委託料について

委託料の支払いは、委託事業の履行確認後の支払い(精算払い)が原則です。しかし、NPOの資金的な側面に配慮し、事業の円滑な執行を確保する必要がある場合は、概算払いや前金払いを検討します。

委託料の概算払いについては、原則として「契約等に定めがなければ、これを行うことができない」ので、支払方法は契約書に定めておく必要があります。また、「概算払いは支出方法の特例である」となっています。このため、概算払いの方法をとらざるを得ない十分な根拠を示した上で、実施する必要があります。(財務規則第60条第7号)

概算払い：支払期限の前に、かつ、支払金額が確定する前に概算で支払う方法です。履行後に精算が必要となります。

前金払い：支払金額が確定している場合で、支払期限の前に、全部又は一部を支払う方法です。

## 6 協定書について

協働に関する心構え等、契約書には示されていない内容（「第1章5協働を実施するに当たっての心構え」等の内容）について、契約書とは別に定めたものです。

具体的には、「目的・目標の共有」、「相互理解による事業実施」、「情報の共有化」、「情報の公開」、「事業評価」等についての委託元と受託側の事前の取り決めのことで

す。

## 7 契約保証金について

免除規定や収めるべき率については、県の財務規則で定められています。

免除規定については、財務規則第81条第2項第6号で「随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき、又は、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき」（ここで少額とは具体的には100万円未満のこと）とされています。

特に後段については、財務規則第81条第2項第3号に、相手方が「・・・国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行し・・・」と規定されているので、そのことが分かる書類（検査調書、検査完了通知書、履行証明書等）の提示を行うことによって契約保証金免除の対象となります。

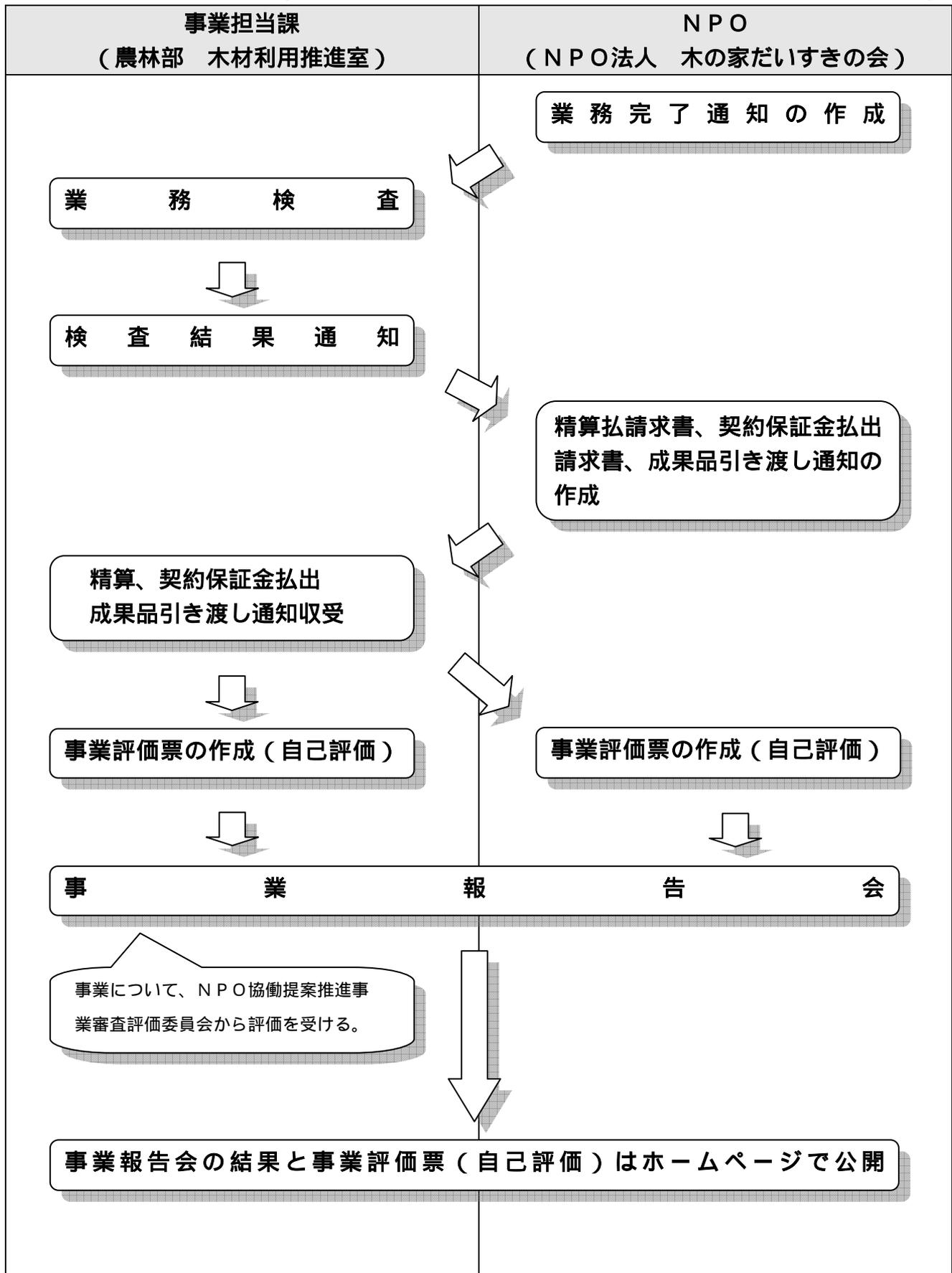
収めるべき率については、財務規則第81条第1項第2号に「指名競争入札による契約又は随意契約については、契約金額の1/100以上」と記述されています。

## 8 監督又は検査について

地方自治法第234条の2第1項で、契約の履行を確保するため、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と規定されています。

また、監督又は検査を行う職員については、財務規則第89条第1項に「・・・当該監督又は検査に係る支出負担行為についての決裁権者が、所属の職員のうちから指定するものとする・・・」とあります。

才 事業完了業務の実施例（平成17年度「NPO協働提案推進事業」「テーマ提案」部門の例）



### 事業の評価について

今回実施した事業の内容や成果を検証し、委託元と受託側がそれぞれ、次のステップにつなげるため、双方において自己評価を実施しました。

それらをもとに、公開事業報告会において事業内容・成果などをNPOに関心のある県民等の前で発表してもらい、事業を採択したNPO協働提案推進事業審査評価委員会による評価を得ました。

この他使用した自己評価票や委員会からの講評については、ホームページで公開しました。

### 自己評価票における評価項目について

事業の目的と目標の設定について

事業の進捗に対するNPOと県との相互理解

事業実施に当たって

事業に関する情報公開

事業の成果

事業の波及効果

今後について

事業報告会結果のホームページでの公表の仕方

|       |  |                                       |
|-------|--|---------------------------------------|
| 団体名   | 特定非営利活動法人 とよあしはら   | NPO法人とよあしはらの事業報告者が使った説明資料です。          |
| 委託費   | 2,982,000 円  |                                       |
| 事業概要  | 間伐材、竹、木炭とアシ、ハナショウブなどの天然資材でピオトープ浮島を作り、湖沼の水質浄化と水辺の自然再生を行なう。同時に、未利用林産資源を活用することで水源の森や里山の再生促進を図る。事業の実施に当たっては市民団体や小中学校などの教育機関に働きかけ市民参加型の公共事業として実施する。   | 事業報告会后に各委員さんから電子メールでいただいたコメントを公表しました。 |
| 説明資料  | 説明資料 (PDF)   |                                       |
| 委員講評  | <p>...</p> <p>浮島・水質浄化などの環境事業をツールにして、横への繋がり・広がりや街づくりを实践している活動は「NPO」ならではの事業だと思いました。とても「すがすがしい」事業でした。</p> <p>子どもをめぐる様々な問題が起きている今、大人と子どもと一緒に作業に取り組み、動物や植物の生き方を身近に感じ、命や自然について考える良い体験ができると思いました。できたら私のまちの子どもたちにも体験させてあげたいのですが、大きな川や沼のない地域で実現可能な最低条件を教えてくださいたいと思います。</p> <p>...</p> | 事業評価を事業報告前に実施してもらいました。                |
| 事業評価票 | <p>事業実施団体 (特定非営利活動法人 とよあしはら) (PDF)</p> <p>事業担当課 (環境部 みどり自然課) (PDF)</p>   |                                       |
| 委員質疑  | 事業に関する委員質疑 (PDF)   |                                       |
| 活動写真  |    |                                       |

事業報告会の中でのNPO協働提案推進事業審査評価委員 (埼玉県NPO懇話会委員) とのやりとりです。

浮島を設置した時の様子も収めました。

# 事業評価票について

| 平成17年度 NPO協働提案推進事業評価票 【NPO】   |   |               |            |                |      |               |   |
|---|---|---------------|------------|----------------|------|---------------|---|
| 団体名:特定非営利活動法人<br>とよあしはら   | 事業名:とよあしはらプロジェクト                        | 実施年度:17       |            |                |      | 評価日:平成18年3月1日 |   |
| 項目  | 小項目                                     | よくできた<br>(2点) | ふつ<br>(1点) | できなかった<br>(0点) | 該当なし | 合計            | 自由記述  |
| .事業の目的と目標の設定について  | 1. 事業の目的と目標の設定は妥当であったか。                 |               |            |                |      | 6/6           | 単なる設置業務ではなく、市民参加を促し、より多くの人が事業に係れる工夫をするなど、県のモデル事業として、ふさわしい努力目標が設定できました。                                |
|   | 2. 新規性のある内容であったか。                       |               |            |                |      |               |   |
|   | 3. 経費の見積りは適切であったか。                      |               |            |                |      |               |   |
| .事業の進捗に対するNPOと県との相互理解   | 1. 事業の進め方に対してはお互い、情報交換を進めることができたか。      |               |            |                |      | 6/6           | 事業を進めるに当たってはその都度、みどり自然課と調整を図り双方合意の上で進めることができました。また、県側のサポートに対しては意見交換を重ね、当団体の活動にマッチしたものにさせていくことができています。 |
|   | 2. NPOの自主的な活動を阻害されることがなく事業が進められたか。      |               |            |                |      |               |   |
|   | 3. 対等な立場で事業効果を高める意見交換等ができ、相互理解が図られたか。   |               |            |                |      |               |   |
| .事業実施に当たって  | 1. トラブルが発生した際の対応は適切に行われたか。              |               |            |                | N    | 2/2           | トラブルは特にありませんでした。内部の調整についても順調に進めることができました。   |
|   | 2. 事業実施に当たっては団体内部において十分に検討がなされていたか。     |               |            |                |      |               |   |
| .事業に関する情報公開   | 事業に関する広報をホームページ等で積極的に行ったか。              |               |            |                |      | 2/2           | テレビ、新聞、雑誌等、マスコミへの情報提供を積極的に実施し、取材依頼を多く受けることができました。   |
| .事業の成果  | 1. 当初の目的と目標は達成できたか。                     |               |            |                |      | 8/8           | 浮島設置を単なる設置業務ではなく、行政や地元市民の方々とともにイベントとして楽しめるような工夫をしたことにより、新たなネットワークを形成することができました。                       |
|   | 2. 単独ではできなかったことができ、協働の効果があつたか。          |               |            |                |      |               |   |
|   | 3. 事業を通して、ネットワークが深まったり、新たなネットワークが生まれたか。 |               |            |                |      |               |   |
|   | 4. 団体として(当団体は)この事業を通して成長できたか。           |               |            |                |      |               |   |
| .事業の波及効果  | 1. 県の事業として十分に県域の効果をもたらしたか。              |               |            |                |      | 4/4           | 本事業を契機にして、今後は県内外を問わずイベントの要素をもつ環境保全活動の1つとして広げていきたいと考えています。   |
|   | 2. 市町村や企業など、他の団体にも波及効果があつたか。            |               |            |                |      |               |   |
| .今後について   | 1. 市町村や企業など、他の団体の理解が得られ、今後の発展性が期待できるか。  |               |            |                |      | 4/4           | 公共事業における仲人役の存在価値を実証できました。今後も仲介役として多くの団体とコミュニケーションをとり、浮島設置の有効性を一層広めていきたいと考えています。                       |
| .全体を通しての意見<br>本事業でNPOが仲人役を果たす市民参加型公共事業のモデルを提案しましたが、事業の成果については大変満足しているものでした。今回の事業で協働した団体とは引き続き、協働して浮島を見守っていければと思います。また、事業の成果や評価結果については、有効に活用していただきたいと思います。 |   |               |            |                |      | 32/32         |   |

| 平成17年度 NPO協働提案推進事業評価票 【事業担当課】  |  |               |            |                |      |               |  |
|--|--|---------------|------------|----------------|------|---------------|--|
| 担当課:環境部 みどり自然課   | 事業名:とよあしはらプロジェクト                         | 実施年度:17       |            |                |      | 評価日:平成18年3月1日 |  |
| 項目   | 小項目                                      | よくできた<br>(2点) | ふつ<br>(1点) | できなかった<br>(0点) | 該当なし | 合計            | 自由記述   |
| .事業の目的と目標の設定について   | 1. 事業の目的と目標の設定は妥当であったか。                  |               |            |                |      | 4/6           | 本事業の趣旨は、生物多様性保全戦略を策定し、多様な野生動物が共生できる豊かな自然に恵まれた県土を、県民ぐるみで創出していこうとする県の方向性と一致したものです。   |
|  | 2. 新規性のある内容であったか。                        |               |            |                |      |               |  |
|  | 3. 経費の見積りは適切であったか。                       |               |            |                |      |               |  |
| .事業の進捗に対するNPOと県との相互理解  | 1. 事業の進め方に対してはお互い、情報交換を進めることができたか。       |               |            |                |      | 6/6           | 事業の進め方はNPO法人とよあしはらに委ね、当該は浮島を設置する場所の情報提供、池の管理費との協議や必要な許可手続等を行い、円滑に事業が実施出来るよう配慮しました。使用する野生動物の選択等についても、率直な意見交換が出来ました。   |
|  | 2. NPOの自主的な活動を阻害することなく事業が進められたか。         |               |            |                |      |               |  |
|  | 3. 対等な立場で事業効果を最大化させる意見交換等ができ、相互理解が図られたか。 |               |            |                |      |               |  |
| .事業実施に当たって   | 1. トラブルが発生した際の対応は適切に行われたか。               |               |            |                | N    | 1/2           | 地元市町村、設置場所の管理費、地元関係者の御協力により、特に問題もなく事業を実施することが出来ました。  |
|  | 2. 事業実施に当たっては担当課内部において十分に検討がなされていたか。     |               |            |                |      |               |  |
| .事業に関する情報公開  | 事業に関する広報をホームページ等で積極的に行ったか。               |               |            |                |      | 0/2           | 一般県民への普及・啓発については、マスコミに取り上げられたので効果的に行うことができました。   |
| .事業の成果   | 1. 当初の目的と目標は達成できたか。                      |               |            |                |      | 7/8           | この事業では、地域における市町村や企業、地元NPO等の協働のネットワークを作りながら浮島の設置に取り組みました。NPO法人とよあしはらとの協働が功を奏し、スムーズに地元NPOや住民に参加いただきました。当該にとっては、従前からの取組と同様なものであり、新規な事業展開にはつながりにくいですが、今後とも推進していくことが必要です。 |
|  | 2. 単独ではできなかったことができ、協働の効果があつたか。           |               |            |                |      |               |  |
|  | 3. 事業を通して、ネットワークが深まったり、新たなネットワークが生まれたか。  |               |            |                |      |               |  |
|  | 4. 担当課はこの事業を通して、新たな事業展開の可能性を見いだせたか。      |               |            |                |      |               |  |
| .事業の波及効果   | 1. 県の事業として十分に県域の効果をもたらしたか。               |               |            |                |      | 4/4           | 県内各地で設置することができ、市町村や企業の自主的な取組として、すでに複数地域で地元NPOの協力を得て取り組むことが検討されています。  |
|  | 2. 市町村や企業など、他の団体にも波及効果があつたか。             |               |            |                |      |               |  |
| .今後について  | 1. 市町村や企業など、他の団体の理解が得られ、今後の発展性が期待できるか。   |               |            |                |      | 4/4           | 各地域で市町村や企業、地元NPO等の協働の輪ができ、今後の発展性が期待できるので、協働モデルとしてふさわしい事業だったと思います。  |
| .全体を通しての意見<br>本事業をNPO法人とよあしはらとの協働により実施してまいりましたが、多様な野生動物が共生できる豊かな自然に恵まれた県土を、県民ぐるみで創出していこうとする生物多様性保全戦略の実践を、県が具体的なモデルとしてお示しできたという点でも有意義な事業でした。今後とも、野生動物の保護等自然環境の保全・創造に、県民の皆さんと力を合わせて取り組んでまいります。 |  |               |            |                |      | 26/32         |  |

評価の仕方等については、【資料編】にある平成17年度NPO協働提案推進事業評価実施要領を御覧になってください。